

様式第1 (第3条、第5条、第7条、第8条、第11条-第13条、第15条-第17条、第19条、第22条-第24条、第26条-第30条関係)
(表面)

児童手当受給者情報																																			
受給者	(ふりがな) 氏名 (法人名等)											性別	男・女			生年月日				職業	ア. 被用者 イ. 公務員 ウ. 被用者等でない者					配偶者の有無	有・無								
	住所 (法人の主たる事務所の所在地)	〒 -										電話 ()										個人番号													
	1月1日時点の住所(1～5月分は前年、6～12月分は本年)	(上欄と異なる場合に記入してください)										⑧支払希望金融機関	名称			預金種別	支店名			口座番号			口座名義												
													銀行 金庫 信組 農協 漁協			1. 普通預金 2. 当座預金	支店コード (3ケタ)																		
配偶者等	(ふりがな) 氏名											住所 (請求者と異なる場合)																							
	職業	ア. 被用者 イ. 公務員 (勤務先:) ウ. 被用者等でない者					個人番号											1月1日時点の住所 (1～5月分は前年、6～12月分は本年)	(上欄と異なる場合に記入してください)																
児童の兄弟等 (18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)	氏名及び個人番号		続柄	生年月日		住所			職業等	通学先 (学生の場合のみ)		卒業予定時期 (学生の場合のみ)		申立人による監護相当の状況 (いずれかに○)			申立人による生計費の負担の状況 (該当するものすべてに○)																		
				・					・学生 ・無職 ・その他			年 月		1.同居し、日常生活上の世話・必要な保護をしている 2.別居しているが、定期的な連絡・面会等をしており、監護相当である 3.その他 ()			1.生活費(食費、家賃等) 2.学費 3.その他 ()																		
				・					・学生 ・無職 ・その他			年 月		1.同居し、日常生活上の世話・必要な保護をしている 2.別居しているが、定期的な連絡・面会等をしており、監護相当である 3.その他 ()			1.生活費(食費、家賃等) 2.学費 3.その他 ()																		
				・																															
児童	氏名及び個人番号(別居監護の場合)		続柄	生年月日		住 所			監 護 の 有 無	生 計 関 係	児童との関係	児童手当該当年月日			非該当年月日																				
				・		同・別			有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母	3歳未満		3歳以上		第3子以降																			
				・		同・別			有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母																								
				・		同・別			有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母																								
				・		同・別			有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母																								
				・		同・別			有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母																								
				・		同・別			有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母																								
				・		同・別			有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母																								
加入している公的年金制度の種別						所得の状況	年分所得額	認定年月日			支給開始年月			手当月額																					
ア. 厚生年金保険 イ. 国民年金 ウ. その他 () ※アのうち、以下の共済組合の組合員である場合は括弧内に○を記入してください。 () 私立学校教職員共済 () 地方公務員等共済 () 国家公務員共済								・			・			・ 3歳未満 円																					
								支給事由消滅 年月日・消滅事由						・ 3歳以上分 円																					
								(消滅事由)						・ 第3子以降分 円																					
備考														計 円																					

(裏面)

年度 区分		年 度	年 度	年 度	年 度	年 度
現 況 届	届 出 の 有 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
	被用者又は公務員か否かの別	被 ・ 公 ・ 非 被	被 ・ 公 ・ 非 被	被 ・ 公 ・ 非 被	被 ・ 公 ・ 非 被	被 ・ 公 ・ 非 被
	加 入 年 金 等 の 種 別					
	前 年 の 所 得 額	円	円	円	円	円
	備 考					
支 払	10 月 期	支 払 年 月 日	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
		児 童 手 当 の ① 支 払 金 額	3歳未満分 円 3歳以上分 円 第3子以降分 円 計	3歳未満分 円 3歳以上分 円 第3子以降分 円 計	3歳未満分 円 3歳以上分 円 第3子以降分 円 計	3歳未満分 円 3歳以上分 円 第3子以降分 円 計
		学 校 給 食 費 等 徴 収 等 額 ②	円	円	円	円
		保 育 料 の 特 別 徴 収 額 ③	円	円	円	円
		寄 附 金 額 ④	円	円	円	円
	12 月 期	支 払 金 額 (① - ② - ③ - ④)	円	円	円	円
		支 払 年 月 日	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
		児 童 手 当 の ① 支 払 金 額	3歳未満分 円 3歳以上分 円 第3子以降分 円 計	3歳未満分 円 3歳以上分 円 第3子以降分 円 計	3歳未満分 円 3歳以上分 円 第3子以降分 円 計	3歳未満分 円 3歳以上分 円 第3子以降分 円 計
		学 校 給 食 費 等 徴 収 等 額 ②	円	円	円	円
		保 育 料 の 特 別 徴 収 額 ③	円	円	円	円
		寄 附 金 額 ④	円	円	円	円
	2 月 期	支 払 金 額 (① - ② - ③ - ④)	円	円	円	円
		支 払 年 月 日	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
		児 童 手 当 の ① 支 払 金 額	3歳未満分 円 3歳以上分 円 第3子以降分 円 計	3歳未満分 円 3歳以上分 円 第3子以降分 円 計	3歳未満分 円 3歳以上分 円 第3子以降分 円 計	3歳未満分 円 3歳以上分 円 第3子以降分 円 計
		学 校 給 食 費 等 徴 収 等 額 ②	円	円	円	円
		保 育 料 の 特 別 徴 収 額 ③	円	円	円	円
		寄 附 金 額 ④	円	円	円	円
		支 払 金 額 (① - ② - ③ - ④)	円	円	円	円

金 額	4 月 期	支 払 年 月 日	・ ・		・ ・		・ ・		・ ・	
		児 童 手 当 の 支 払 金 額 ①	3歳未満分 3歳以上分 第3子以降分 計	円 円 円 円	3歳未満分 3歳以上分 第3子以降分 計	円 円 円 円	3歳未満分 3歳以上分 第3子以降分 計	円 円 円 円		
		学 校 給 食 費 等 徴 収 等 額 ②		円		円		円		円
		保 育 料 の 特 別 徴 収 額 ③		円		円		円		円
		寄 附 金 額 ④		円		円		円		円
	支 払 金 額 (① - ② - ③ - ④)			円		円		円		円
	6 月 期	支 払 年 月 日	・ ・		・ ・		・ ・		・ ・	
		児 童 手 当 の 支 払 金 額 ①	3歳未満分 3歳以上分 第3子以降分 計	円 円 円 円	3歳未満分 3歳以上分 第3子以降分 計	円 円 円 円	3歳未満分 3歳以上分 第3子以降分 計	円 円 円 円		
		学 校 給 食 費 等 徴 収 等 額 ②		円		円		円		円
		保 育 料 の 特 別 徴 収 額 ③		円		円		円		円
		寄 附 金 額 ④		円		円		円		円
	支 払 金 額 (① - ② - ③ - ④)			円		円		円		円
	8 月 期	支 払 年 月 日	・ ・		・ ・		・ ・		・ ・	
		児 童 手 当 の 支 払 金 額 ①	3歳未満分 3歳以上分 第3子以降分 計	円 円 円 円	3歳未満分 3歳以上分 第3子以降分 計	円 円 円 円	3歳未満分 3歳以上分 第3子以降分 計	円 円 円 円		
		学 校 給 食 費 等 徴 収 等 額 ②		円		円		円		円
		保 育 料 の 特 別 徴 収 額 ③		円		円		円		円
		寄 附 金 額 ④		円		円		円		円
	支 払 金 額 (① - ② - ③ - ④)			円		円		円		円
	備 考									

様式第2 (第3条、第6条、第9条-第11条、第14条-第16条、第19条、第22条-第24条、第29条、第30条関係) (表面)

児童手当受給者情報（施設等受給者用）

受 給 者	(ふりがな)						個人番号											職業	ア. 被用者 イ. 公務員 ウ. 被用者等でない者	支 払 金 融 機 関	名称		預金種別		支店名		
	設置者等の氏名 (法人名等)																				銀行 金庫 信組 農協 漁協		1. 普通 2. 当座		支店コード (3ケタ)		
	性別	男・女	生年月日			・	・	施設等の名称					施設等の種類					口座番号			口座名義						
	設置者等の住所 (法人の主たる事務所の所在地)		〒 -								施設等所在地 又は 里親等住所地	〒 -															
			電話 ()																電話 ()								
加入している公的年金制度の種別										認 定 年 月 日				支給開始年月						手 当 月 額							
ア. 厚生年金保険 イ. 国民年金 ウ. その他 () ※アのうち、以下の共済組合の組合員である場合は括弧内に○を記入してください。 () 私立学校教職員共済 () 地方公務員等共済 () 国家公務員共済										・ ・										3 歳未満分 円							
										支 給 事 由 消 滅 年 月 日 ・ 消 滅 事 由														3 歳以上分 円			
										・ ・														計 円			
備 考										(消滅事由)																	

(裏面)

区 分		年 度	年 度																
現 況 届	届 出 の 有 無		有 ・ 無																
	被用者又は公務員であるか否かの別		被 ・ 公 ・ 非被																
	加 入 年 金 等 の 種 別																		
	備 考																		
施 設 入 所 等 児 童 の 氏 名																			
生 年 月 日			・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・			
入 所 等 期 間																			
支 払 金 融 機 関																			
口 座 番 号																			
見 談 当 年 手 月 当 日			3 歳 未 満		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・		・	
			3 歳 以 上		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・		
児 童 手 当 非 談 当 年 月 日			・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・		
支 払 金 額	10 月 期	支 払 年 月 日		・ ・														計	
		年 齢 区 分	3 歳 未 満		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		円
			3 歳 以 上		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		円
		支 払 金 額		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		円
	12 月 期	支 払 年 月 日		・ ・														計	
		年 齢 区 分	3 歳 未 満		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		円
			3 歳 以 上		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		円
		支 払 金 額		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		円
	2 月 期	支 払 年 月 日		・ ・														計	
		年 齢 区 分	3 歳 未 満		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		円
			3 歳 以 上		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		円
		支 払 金 額		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		円
	4 月 期	支 払 年 月 日		・ ・														計	
		年 齢 区 分	3 歳 未 満		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		円
			3 歳 以 上		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		円
		支 払 金 額		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		円
	6 月 期	支 払 年 月 日		・ ・														計	
		年 齢 区 分	3 歳 未 満		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		円
			3 歳 以 上		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		円
		支 払 金 額		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		円
	8 月 期	支 払 年 月 日		・ ・														計	
		年 齢 区 分	3 歳 未 満		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		円
			3 歳 以 上		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		円
		支 払 金 額		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		円
備 考																			

※支払金融機関欄及び口座番号欄は、受給者が国公立施設の場合に記入を要する。

様式第3(第3条、第5条関係)

整 理 番 号	
------------	--

児童手当関係書類返戻・保留情報

請 求 者	氏 名 (法 人 名 等)	
	住 所 (施 設 等 所 在 地)	
返 戻 ・ 保 留 理 由		
返戻・保留通知年月日		
再 提 出 年 月 日		
調 査 等 完 了 年 月 日		
備 考		

様式第4 (第3条関係)

[illegible]

児童手当父母指定者管理情報																	
届出年月日	指定を行う 父母等の氏名	父母指定者氏名				対象児童				児童の兄弟等				父母等の帰国 見込年月日	支給事由消滅 年月日	備 考	
		氏 名	性別	生 年 月 日	住 所	氏 名	父母指定者 との関係	生 年 月 日	住 所	氏 名	父母指定者 との関係	生 年 月 日	住 所				
・ ・														・ ・	・ ・		
・ ・														・ ・	・ ・		
・ ・														・ ・	・ ・		
・ ・														・ ・	・ ・		
・ ・														・ ・	・ ・		
・ ・														・ ・	・ ・		
・ ・														・ ・	・ ・		
・ ・														・ ・	・ ・		
・ ・														・ ・	・ ・		
・ ・														・ ・	・ ・		
・ ・														・ ・	・ ・		
・ ・														・ ・	・ ・		
・ ・														・ ・	・ ・		
・ ・														・ ・	・ ・		
・ ・														・ ・	・ ・		
・ ・														・ ・	・ ・		
・ ・														・ ・	・ ・		
・ ・														・ ・	・ ・		
・ ・														・ ・	・ ・		

※「児童の兄弟等」は、18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（父母指定者が監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護並びに生計費の相当部分の負担を行うものに限る。）を記載する。

※「対象児童」及び「児童の兄弟等」の住所は、父母指定者と住所が異なる場合に記入を要する。

様式第 6（第 5 条関係）

第 年 月 日 号

様

岩 倉 市 長 印

返戻
児童手当関係書類 通知書
保留

年 月 日付で請求（届出）のありました（ ）

返戻
については次の理由で することとしましたので通知します。
保留

なお、請求書（届出書）を再提出の際には、この通知書を添えて提出してください。

記

返 戻 し た 理 由	保 留 し た 理 由

様

岩 倉 市 長

印

児童手当関係書類に係る必要書類等について

年 月 日付で請求（届出）のありました（ ）につきまして、
下記のとおり記載内容及び添付書類に不備があるため、請求（届出）手続きが完了しており
ません。

必要書類等をご準備の上、下記期限までに手続きしていただきますようお願いいたします。

なお、下記期限までに手続きが完了しない場合は、請求（届出）は却下となりますので、
あらかじめご承知おきください。

記

- ・請求者氏名
- ・記載内容及び添付書類不備の内容
- ・必要な書類、手続き等
- ・期限

児童手当 別居監護申立書

岩倉市長

殿

私は、別居している児童を監護し、かつ、生計を同じくしている又は生計を維持していることについて、下記のとおり申し立てます。

記

1. 別居している児童について

ふりがな 児童の氏名	個人番号	続柄	生年月日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日

※申立人が公務員の場合又は当該児童の個人番号を記載した別居監護申立書を既に提出しておりその状態が継続している者の場合には、個人番号欄の記載は不要。

住所

2. 別居している児童の属する世帯について

ふりがな 世帯主の氏名	児童からみた世帯主 の続柄

3. 別居の理由について

- (1) 仕事の都合上、単身赴任をしているため
(2) 児童の進学、通学のため
(3) その他（ ）

4. 別居期間

年 月 日 から 年 月 日までを予定

5. 監護、生計同一又は生計維持の状況（面会、仕送り等について）

年 月 日

【申立人】（児童手当の請求者・受給者）

住所

氏名

児童手当に係る海外留学に関する申立書（児童用）

岩倉市長 殿

【申立人】（児童手当の請求者）

住 所
〒 -

氏 名

私は、児童手当法第3条に規定する留学等により国外に居住している児童を監護し、かつ、生計を同じくしていることについて、当該事実を証明する書類を添えて、下記のとおり申し立てます。

記

1 留学している児童の状況等	(1)	氏名 (生年月日)	(年 月 日)
	(2)	留学期間（予定）	年 月 日 ~ 年 月 日
	(3)	留 学 し て い る 教 育 機 関 等 の 名 称	
	(4)	留 学 の 目 的	
	(5)	居住地（国名・居住地）	
	(6)	児 童 と 同 居 し て い る 者 の 氏 名（続柄）	・ () ・ ()
	(7)	留学前の国内居住状況	・ 年 月~ 年 月 〒 - ・ 年 月~ 年 月 〒 - ・ 年 月~ 年 月 〒 -

2 父母等の状況	(1)	父母等の氏名・住所	氏名（続柄）	住所
			()	〒 -
			()	〒 -
	(2)	監 護 の 状 況 (面会など)		
(3)	生 計 関 係 の 状 況 (生活費の送金状況等)			
3 添付書類	(添付したものに✓) ☐ 留学の事実がわかる書類（留学先の在学証明書等） ☐ 留学前の国内居住状況がわかる書類（戸籍の附票の写し、国内の学校における在籍証明書等） ☐ 翻訳書（添付書類が外国語で記載されている場合）			

（記入上の注意）

- 1 (2)「留学期間（予定）」欄は留学するために日本国内に住所を有しなくなった年月日から留学を終了し再び日本国内に住所を有するに至る日（予定日）を記入してください。
- 1 (6)「児童と同居している者の氏名」欄は留学先の住居において、児童と同居している全ての者について記入してください。
- 1 (7)「留学前の国内居住状況」欄は、留学する前日から遡って過去3年間を超える期間について、住民票上の住所を記入してください。ただし、留学する前日までに引き続き3年を超えて国内に住所を有していなかった場合にあっては、過去6年間の海外居住期間も含む居住状況（日本国内の居住状況については住民票上の住所）を記入してください。
- 2 (1)「父母等の氏名・住所」欄は児童の父母について記入する他、児童に未成年後見人がいる場合は当該未成年後見人についても記入してください。
- 2 (2)「監護の状況」欄及び(3)「生計関係の状況」欄は申立人（児童手当の請求者）と児童の間の状況について、具体的に記入してください。
- 3の添付書類「留学の事実がわかる書類」は児童の氏名、留学先の教育機関等の名称及び留学開始年月日が記載された証明書類（留学先の教育機関等から発行される在学証明書等）を添付してください。また、外国語で記載されている場合は、日本に居住する第三者（親族以外）の方の翻訳書を併せて添付してください（当該翻訳書に翻訳者の署名及び連絡先を記載してください）。
- 3の添付書類「留学前の国内居住状況がわかる書類」については、児童が留学前の過去6年間において岩倉市に引き続き住所を有していた場合は、添付する必要はありません。

様式第6の4の2（第5条関係）

年 月 日

児童手当に係る海外留学に関する申立書（児童の兄姉等用）

岩倉市長 殿

【申立人】（児童手当の請求者）

住 所
〒 -

氏 名

私は、児童手当法第6条第2項第2号に規定する留学等の理由により国外に居住している児童の兄姉等について、監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護をし、かつ、その生計費の相当部分を負担していることについて、当該事実を証明する書類を添えて、下記のとおり申し立てます。

記

1 留 学 し て い る 児 童 の 兄 姉 等 の 状 況 等	(1)	氏名（生年月日）	(年 月 日)
	(2)	留 学 期 間 （ 予 定 ）	年 月 日 ～ 年 月 日
	(3)	留 学 し て い る 教 育 機 関 等 の 名 称	
	(4)	留 学 の 目 的	
	(5)	居住地（国名・居住地）	
	(6)	児童の兄姉等と同居して いる者の氏名（続柄）	・ () ・ ()
	(7)	留学前の国内居住状況	・ 年 月～ 年 月 〒 - ・ 年 月～ 年 月 〒 - ・ 年 月～ 年 月 〒 -

（裏面に続く）

2 父母等の状況	(1)	父母等の氏名・住所	氏名（続柄）	住所
			()	〒 -
			()	〒 -
	(2)	監護相当の状況 (面会など)		
(3)	生計費の負担の状況 (生活費の送金状況等)			
3 添付書類	(添付したものに✓) ☐ 留学の事実がわかる書類（留学先の在学証明書等） ☐ 留学前の国内居住状況がわかる書類 (戸籍の附票の写し、国内の学校における在籍証明書等) ☐ 翻訳書（添付書類が外国語で記載されている場合）			

(記入上の注意)

- 1 (2)「留学期間（予定）」欄は留学するために日本国内に住所を有しなくなった年月日から留学を終了し再び日本国内に住所を有するに至る日（予定日）を記入してください。
- 1 (6)「児童の兄姉等と同居している者の氏名」欄は留学先の住居において、児童の兄姉等と同居している全ての者について記入してください。
- 1 (7)「留学前の国内居住状況」欄は、留学する前日から遡って過去3年間を超える期間について、住民票上の住所を記入してください。ただし、留学する前日までに引き続き3年を超えて国内に住所を有していなかった場合にあっては、過去6年間の海外居住期間も含む居住状況（日本国内の居住状況については住民票上の住所）を記入してください。
- 2 (1)「父母等の氏名・住所」欄は児童の兄姉等の父母等（申立人）について記入してください。
- 2 (2)「監護相当の状況」欄及び(3)「生計費の負担の状況」欄は申立人（児童手当の請求者）と児童の兄姉等の間の状況について、具体的に記入してください。
- 3の添付書類「留学の事実がわかる書類」は児童の兄姉等の氏名、留学先の教育機関等の名称及び留学開始年月日が記載された証明書類（留学先の教育機関等から発行される在学証明書等）を添付してください。また、外国語で記載されている場合は、日本に居住する第三者（親族以外）の方の翻訳書を併せて添付してください（当該翻訳書に翻訳者の署名及び連絡先を記載してください）。
- 3の添付書類「留学前の国内居住状況がわかる書類」については、児童の兄姉等が留学前の過去6年間において岩倉市に引き続き住所を有していた場合は、添付する必要はありません。

様式第6の5(第5条関係)

年 月 日

児童手当の受給資格に係る
(未成年後見人)

申立書
継続申立書

岩倉市長 殿

【申立人】(児童手当を請求した未成年後見人)
住 所 (法人の場合は主たる事務所の所在地)
〒 -

氏 名 (法人名)

私は、児童の未成年後見人であることを【当該児童の戸籍抄本を添えて】申し立てるとともに、当該児童の父母の状況等について、下記のとおり申し立てます。

記

1	未成年被後見人である児童の氏名等	氏 名		生年月日
				年 月 日
				年 月 日
2	上記の児童の父母の状況	続柄	氏 名	住所等
		父		〒 - 勤務先：
		母		〒 - 勤務先：

(注1) 現況届の提出時は【 】を省略することができます。

(注2) 父又は母が公務員の場合は、勤務先を記入してください。(公務員でない場合は記入不要です。)

様式第6の6(第5条関係)

年 月 日

児童手当の受給資格に係る
(同居父母)

申立書
継続申立書

岩倉市長 殿

【申立人】 (児童手当の請求者)
住 所
〒 ー
氏 名

私は、児童手当法第4条第4項の規定に基づく児童と同居している者として、下記のとおり申し立てます。

記

同居している児童	氏 名 (生年月日)	(年 月 日)
	氏 名 (生年月日)	(年 月 日)
	氏 名 (生年月日)	(年 月 日)
別居している配偶者(上記児童の親)の状況	氏 名	
	上記児童との続柄	
	住 所	〒 ー 勤務先：
配偶者との別居に係る状況	※該当欄に✓、その他の場合は〔 〕に具体的理由を記入してください。 ☐ 離婚協議中につき別居している ☐ その他〔 〕	
配偶者との別居に係る状況を証明する書類	別添(※)	

※離婚協議中であることを明らかにできる書類(協議離婚申し入れに係る内容証明郵便の謄本、調停期日呼出状の写し、家庭裁判所における事件係属証明書、調停不成立証明書等)を添付してください。
(前年度から状況に変わりがなければ、現況届(継続申立書)には添付不要です。)

【参考】児童手当法（抄）

（支給要件）

第4条 児童手当は、次の各号のいずれかに該当する者に支給する。

- 一 施設入所等児童以外の児童（以下「支給要件児童」という。）を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母（当該支給要件児童に係る未成年後見人があるときは、その未成年後見人とする。以下この項において「父母等」という。）であつて、日本国内に住所（未成年後見人が法人である場合にあっては、主たる事務所の所在地とする。）を有するもの
 - 二 日本国内に住所を有しない父母等がその生計を維持している支給要件児童と同居し、これを監護し、かつ、これと生計を同じくする者（当該支給要件児童と同居することが困難であると認められる場合にあっては、当該支給要件児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者とする。）のうち、当該支給要件児童の生計を維持している父母等が指定する者であつて、日本国内に住所を有するもの（当該支給要件児童の父母等を除く。以下「父母指定者」という。）
 - 三 父母等又は父母指定者のいずれにも監護されず又はこれらと生計を同じくしない支給要件児童を監護し、かつ、その生計を維持する者であつて、日本国内に住所を有するもの
 - 四 施設入所等児童に対し児童自立生活援助を行う者、施設入所等児童が委託されている小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親又は施設入所等児童が入所若しくは入院をしている母子生活支援施設、障害児入所施設、指定発達支援医療機関、乳児院等、障害者支援施設、のぞみの園、救護施設、更生施設、日常生活支援住居施設若しくは女性自立支援施設（以下「障害児入所施設等」という。）の設置者
- 2 前項第1号の場合において、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその未成年後見人が数人あるときは、当該児童は、当該未成年後見人のうちいずれか当該児童の生計を維持する程度の高い者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。
- 3 第1項第1号又は第2号の場合において、父及び母、未成年後見人並びに父母指定者のうちいずれか2以上の者が当該父及び母の子である児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該児童は、当該父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者のうちいずれか当該児童の生計を維持する程度の高い者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。
- 4 前2項の規定にかかわらず、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者のうちいずれか一の者が当該児童と同居している場合（当該いずれか一の者が当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその他の父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者と生計を同じくしない場合に限る。）は、当該児童は、当該同居している父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。

様式第6の7(第5条関係)

年 月 日

児童手当の受給資格に係る 申立書
継続申立書

(配偶者からの暴力(DV)のため住民票上の住所地と異なる市町村に居住している方)

岩倉市長 殿

【申立人】(児童手当の請求者)
実際に居住している住所

〒 -

氏 名

私は、配偶者からの暴力のため住民票上の住所地には居住せず、【現在は / 6月1日時点において】下記の住所地に居住していると同時に、児童を監護し、かつ、生計を同じくしていることについて申し立てます。

記

1 受給者

ア 実際に居住している住所地	〒 -	
イ 住民票上の住所地	〒 -	

2 対象児童

1 人 目	(1) 氏名等	氏名(ふりがな) ()	生年月日 年 月 日
	(2) 実際に居住している住所地	申立人と同住所・別住所 ()	
	(3) 住民票上の住所地	申立人と同住所・別住所 ()	
2 人 目	(1) 氏名等	氏名(ふりがな) ()	生年月日 年 月 日
	(2) 実際に居住している住所地	申立人と同住所・別住所 ()	
	(3) 住民票上の住所地	申立人と同住所・別住所 ()	

(注) 【 】は提出する書類(認定請求書または現況届)により選択してください。

様式第6の8(第5条関係)

年 月 日

戸籍及び住民票に記載の無い児童に関する 申立書
継続申立書

岩倉市長 殿

【申立人】（児童手当の請求者）
住 所
〒 —

氏 名

私は、下記のとおり戸籍及び住民票に記載のない児童を監護し、かつ【生計が
同一である / 生計を維持している】ことを、下記のとおり申し立てます。

記

1	児童の氏名等	氏 名（ふりがな）	生年月日
		（ ）	年 月 日
		（ ）	年 月 日
2	戸籍及び住民票に 児童の記載がない 理由		
3	今後の記載見込み		
4	児童の母がわかる 書類（注1）	別添（児童の出生証明書を添付）	
5	養育者と児童の監護・ 生計関係や児童が国内 に居住していることが わかる書類（注2）	別添 （母子健康手帳の直近の乳幼児健診の記録又は児童の 在園（在学）証明等を添付）	

※ 【 】は請求者が児童の母の場合は「生計が同一である」、その他の養育者の場合は「生計
を維持している」を選択してください。

（注1）現況届の場合は添付する必要はありません。

（注2）他の方法により確認出来る場合には、添付を省略することが出来ます。

監護相当・生計費の負担についての確認書

岩倉市長 殿

私は、以下に記載する者（注）について、監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護をし、かつ、その生計費を負担していること（以下「監護相当・生計費の負担」という。）を下記のとおり申し立てます。
申立てが真正であることの証明を求められた場合は、関係する書類を提出します。

注 18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のうち、施設等に入所等している者でないもの（詳細は裏面を参照）

記

1	ふりがな 氏名		生年月日		住所			
			年 月 日					
	個人番号		続柄	職業等（いずれかに○）※	通学先（学生の場合のみ）	卒業予定時期 （学生の場合のみ）	申立人による監護相当の状況（いずれかに○）	申立人による生計費の負担の状況 （該当するもの全てに○）
				学生 ・ 無職 ・ その他		年 月	1.同居し、日常生活上の世話・必要な保護をしている 2.別居しているが、定期的な連絡・面会等をしており、監護相当である 3.その他（ ）	1.生活費（食費、家賃等） 2.学費 3.その他（ ）
2	ふりがな 氏名		生年月日		住所			
			年 月 日					
	個人番号		続柄	職業等（いずれかに○）※	通学先（学生の場合のみ）	卒業予定時期 （学生の場合のみ）	申立人による監護相当の状況（いずれかに○）	申立人による生計費の負担の状況 （該当するもの全てに○）
				学生 ・ 無職 ・ その他		年 月	1.同居し、日常生活上の世話・必要な保護をしている 2.別居しているが、定期的な連絡・面会等をしており、監護相当である 3.その他（ ）	1.生活費（食費、家賃等） 2.学費 3.その他（ ）
3	ふりがな 氏名		生年月日		住所			
			年 月 日					
	個人番号		続柄	職業等（いずれかに○）※	通学先（学生の場合のみ）	卒業予定時期 （学生の場合のみ）	申立人による監護相当の状況（いずれかに○）	申立人による生計費の負担の状況 （該当するもの全てに○）
				学生 ・ 無職 ・ その他		年 月	1.同居し、日常生活上の世話・必要な保護をしている 2.別居しているが、定期的な連絡・面会等をしており、監護相当である 3.その他（ ）	1.生活費（食費、家賃等） 2.学費 3.その他（ ）

※ 学生がアルバイト等をしている場合は学生に○をつける。

記載内容について上記のとおり相違ありません。

年 月 日

【申立人】(児童手当の請求者・受給者)

住所

氏名

注意

- 1 この確認書は、受給者（請求者）が養育（監護し、かつ、生計を同じくするか又は維持することをいいます。）する児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいいます。）及び経済的負担（監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護並びにその生計費の相当部分の負担を行っていることをいいます。）のある児童の兄弟等（18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいいます。）の合計人数が3人以上の場合に、当該児童の兄弟等について記入の上、提出して下さい。
- 2 この確認書は、18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のうち、以下に掲げる者を除いた者について記載してください。
 - ① 児童福祉法に規定する延長者
 - ② 児童自立生活援助を受けている者（2か月以内の期間を定めて行われる援助を除く。）
 - ③ 母子生活支援施設、障害児入所施設、指定発達支援医療機関、障害者支援施設、のぞみの園、救護施設、更生施設、日常生活支援住居施設又は女性自立支援施設に入所又は入院している者（2か月以内の期間を定めて行われる入所を除き、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のみで構成する世帯に属する者に限る。）
- 3 生計費の負担をしていることとは、あなたの収入により日常生活上の全部又は一部を営んでおり、かつこれを欠くと通常の生活水準を維持することができないことをいいます。
- 4 「住所」の欄については、住民票上の住所を記載してください。
- 5 「職業等」の欄については、学生、無職以外の者（有職者を含む。）はその他に○をつけてください。また、学生等がアルバイト等をしている場合は学生に○をつけてください。
- 6 「通学先」の欄及び「卒業予定時期」の欄については、「職業等」の欄で学生に○をつけた場合のみ記載してください。「卒業予定時期」の欄については提出時点での予定時期を記載してください。
- 7 この確認書を、記載に係る子の18歳に達する日以後の最初の3月31日の到来前に提出する場合には、提出時点における監護相当・生計費の負担の状況の見込みを記載してください。「見込み」には、進学予定先や就職内定先のほか、進学先又は就職先が決まっていない場合の「未定」を含め記載して差し支えありません。

様式第 7（第 5 条関係）

第 年 月 日
号
印

様
岩倉市長

認 定
児童手当 通知書
認定請求却下

年 月 日付で請求のありました児童手当については、
とおり認定
次の 理由で請求を却下 しましたので通知します。

記 認 定 に 関 す る 事 項	
1.支給対象児童数	(3 歳 未 満) 人
	(3 歳 以 上) 人
	(第 3 子 以 降) 人
	計 人
2.手当月額	(3 歳 未 満) 円
	(3 歳 以 上) 円
	(第 3 子 以 降) 円
	計 円
3.支給開始年月	年 月から
4.支給要件児童に該当しない児童の氏名及びその理由 ()	
認 定 請 求 却 下 に 関 す る 事 項	
却下した理由 ()	
備考	

不服申立て及び取消訴訟

1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、愛知県知事に対して審査請求をすることができます。

2 この処分について不服があるときは、前項の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岩倉市を被告として（訴訟において岩倉市を代表する者は、岩倉市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、前項の審査請求をしたときは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

児童手当における同居父母に係る認定について (通知)

(保護者の住所地) 市町村児童手当担当部局長 様
(所属庁の長 様)

岩倉市健康こども未来部長

令和6年9月30日こ成環第264号「市町村における児童手当関係事務処理について」に基づき、児童手当法第4条第4項の規定が適用されることにより同条第1項第1号に掲げる者として支給要件に該当する者として認定した者について、下記のとおり情報提供いたします。

記

整理番号	受給者					配偶者			受給者と同居している児童		備 考
	氏 名	性 別	児童との続柄	生 年 月 日	住 所	氏 名	生 年 月 日	住 所	氏 名	生 年 月 日	
		男 ・ 女		・ ・			・ ・				
		男 ・ 女		・ ・			・ ・				
		男 ・ 女		・ ・			・ ・				
		男 ・ 女		・ ・			・ ・				

様

岩倉市長

印

児童手当

認定
認定請求却下

通知書（施設等受給資格者用）

年 月 日付で請求のありました児童手当については、
次のとおり認定
理由で請求を却下
しましたので通知します。

記 認定に関する事項	
1.支給対象児童数	
(3 歳 未 満)	人
(3 歳 以 上)	人
計	人
2.手当月額	
(3 歳 未 満)	円
(3 歳 以 上)	円
計	円
3.支給開始年月 年 月から	
4.支給対象児童の氏名及び生年月日（※）	
5.支給対象とならなかった児童の氏名、生年月日及びその理由（※）	
(※) 4、5については、この通知書の別紙をご確認ください。	
認定請求却下に関する事項	
却下した理由 ()	
備考	

不服申立て及び取消訴訟

1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、愛知県知事に対して審査請求をすることができます。

2 この処分について不服があるときは、前項の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岩倉市を被告として（訴訟において岩倉市を代表する者は、岩倉市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、前項の審査請求をしたときは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

4. 支給対象児童の氏名及び生年月日

児童の氏名	生年月日	児童の氏名	生年月日

5. 支給対象児童に該当しない児童の氏名、生年月日及びその理由

児童の氏名	生年月日	理由	児童の氏名	生年月日	理由

様式第 1 0 （第 7 条、第 8 条、第 1 1 条関係）

第 年 月 号 日

様 岩倉市長 印

額 改 定 通知書
児童手当 額改定請求却下

児童手当の額の改定については 請求、届出 により、次の
職 権
改定 しましたので通知します。
とおり 却下

記

額 改 定 に 関 す る 事 項		
1.改定後の支給対象児童数	(3 歳 未 満)	人
	(3 歳 以 上)	人
	(第 3 子 以 降)	人
	計	人
2.改定後の手当月額	(3 歳 未 満)	円
	(3 歳 以 上)	円
	(第 3 子 以 降)	円
	計	円
3.改定年月	年 月から	
4.改定（増・減額）の理由	()	
額 改 定 請 求 却 下 に 関 す る 事 項		
却下した理由 ()		
備 考		

不服申立て及び取消訴訟

- 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、愛知県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、前項の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岩倉市を被告として（訴訟において岩倉市を代表する者は、岩倉市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、前項の審査請求をしたときは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様

岩倉市長 印

児童手当 額 改 定 通知書（施設等受給者用）
額改定請求却下

児童手当の額の改定については 請求、届出 により、次の
とおり 改定 しましたので通知します。
却下 記

額 改 定 に 関 す る 事 項	
1.改定後の支給対象児童数	
(3 歳 未 満)	人
(3 歳 以 上)	人
計	人
2.改定後の手当月額	
(3 歳 未 満)	円
(3 歳 以 上)	円
計	円
3.改定年月	
年 月 から	
4.増額または減額の原因となる児童の氏名、生年月日及び改定の理由（※）	
5.支給対象に該当しない児童の氏名、生年月日及び改定の理由（※）	
(※) 4、5については、この通知書の別紙をご確認ください	
額 改 定 請 求 却 下 に 関 す る 事 項	
却下した理由 ()	
備考	

不服申立て及び取消訴訟

1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、愛知県知事に対して審査請求をすることができます。

2 この処分について不服があるときは、前項の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岩倉市を被告として（訴訟において岩倉市を代表する者は、岩倉市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、前項の審査請求をしたときは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

[illegible][illegible]

様式第12(第12条、第19条関係)

第 号
年 月 日

様

岩倉市長 印

児童手当支給事由消滅通知書

次のとおり、児童手当の支給事由が消滅しましたので通知します。

記

1.消滅した日 年 月 日

2.消滅の理由

不服申立て及び取消訴訟

- 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、愛知県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、前項の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岩倉市を被告として（訴訟において岩倉市を代表する者は、岩倉市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、前項の審査請求をしたときは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第13（第14条、第19条関係）

第 号
年 月 日

様

岩倉市長 印

児童手当 支給事由消滅通知書（施設等受給者用）

次のとおり児童手当の支給事由が消滅しましたので通知します。

記

1.消滅した日 年 月 日

2.消滅の理由

不服申立て及び取消訴訟

- 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、愛知県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、前項の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岩倉市を被告として（訴訟において岩倉市を代表する者は、岩倉市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、前項の審査請求をしたときは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

児童手当における父母指定者の受給事由消滅について（通知）

（児童の住所地） 市町村児童手当担当部局長 様

岩倉市健康こども未来部長

令和 6 年 9 月 30 日こ成環第 264 号「市町村における児童手当関係事務処理について」に基づき、受給事由が消滅した父母指定者について、下記のとおり情報提供いたします。

記

整理番号	父母指定者				児童				支給事由消滅 年月日	備 考
	氏 名	性 別	生年月日	住所	氏 名	父母指定者との 関 係	生 年 月 日	住 所		
		男 ・ 女	・ ・ ・				・ ・		・ ・	
							・ ・			

様式第15（第23条関係）

第 年 月 号 日

様

岩倉市長 印

支給決定
未支払児童手当 通知書
請求却下

年 月 日付で請求のありました未支払児童手当の支給
支給することに決定
については、次のとおり しましたので通知します。
請 求 を 却 下
記

支 払 の 内 容	支払期間	年 月分から 年 月分まで
	支払金額	円
	支払年月日	年 月 日
	支払方法	
却下の理由		

不服申立て及び取消訴訟

1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、愛知県知事に対して審査請求をすることができます。

2 この処分について不服があるときは、前項の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岩倉市を被告として（訴訟において岩倉市を代表する者は、岩倉市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、前項の審査請求をしたときは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第16(第23条関係)

第
年

月

号
日

様

岩倉市長

印

支 給 決 定

未支払 児童手当

通知書（施設等受給者用）

請 求 却 下

年 月 日付で請求のありました未支払児童手当の支給については、
支給することに決定
次のとおり 請求を却下 しましたので通知します。

記

児童の氏名	住 所	支払の内容			却下の理由
		支払期間	年	月分から 月分まで	
		支払金額	円		
		支払年月日	年	月 日	
		支払方法			
		支払期間	年	月分から 月分まで	
		支払金額	円		
		支払年月日	年	月 日	
		支払方法			
		支払期間	年	月分から 月分まで	
		支払金額	円		
		支払年月日	年	月 日	
		支払方法			
		支払期間	年	月分から 月分まで	
		支払金額	円		
		支払年月日	年	月 日	
		支払方法			
		支払期間	年	月分から 月分まで	
		支払金額	円		
		支払年月日	年	月 日	
		支払方法			

合計 円

不服申立て及び取消訴訟

- 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、愛知県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、前項の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岩倉市を被告として（訴訟において岩倉市を代表する者は、岩倉市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、前項の審査請求をしたときは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 年 月 日 号

様

岩倉市長 印

児童手当支払差止通知書

次のとおり児童手当の支払を差し止めましたので通知します。

記

支 払 差 止 の 内 容	支払差止事由	
	支払差止額	円
	支払差止期間	年 月分から 年 月分まで

不服申立て及び取消訴訟

- 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、愛知県知事に
対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、前項の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して
6か月以内に、岩倉市を被告として（訴訟において岩倉市を代表する者は、岩倉市長となります。）処分の取消しの
訴えを提起することもできます。ただし、前項の審査請求をしたときは、その審査請求に対する裁決があったことを
知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 年 月 日 号

様

岩倉市長 印

児童手当 支払差止通知書（施設等受給者用）

次のとおり児童手当の支払を差し止めましたので通知します。

記

支 払 差 止 の 内 容	支払差止事由	
	支払差止額	円
	支払差止期間	年 月分から 年 月分まで

不服申立て及び取消訴訟

- 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、愛知県知事に對して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、前項の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岩倉市を被告として（訴訟において岩倉市を代表する者は、岩倉市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、前項の審査請求をしたときは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

児童手当に係る寄附受領証明書

住所(法人の主たる事務所の所在地)

氏名(法人名等) _____

金 円也

児童手当法第8条第4項の規定に基づき、 年 月 日に支払われた児童手当のうち、上記の額を、同法第20条第1項の規定に基づく寄附額として受領したことを証明します。

年 月 日

岩倉市長

印

備考

- 1 本受領証明書は確定申告の際、税金の控除に必要な書類となりますので、大切に保管してください。
- 2 所得税の寄附金控除と住民税の寄附金税額控除の両方の適用を受けるためには、所得税の確定申告書の提出が必要です。確定申告書に本受領証明書を添付し、所轄の税務署へ確定申告書を提出してください。
- 3 所得税の確定申告書を提出しない給与所得者の方、給与所得者で年末調整を受けた方、又は年金を受給されている方で、住民税の寄附金税額控除の適用のみを受けようとする場合は、本受領証明書の証明年月日の翌年1月1日現在お住まいの市区町村へ本受領証明書を添付して申告をしてください。

変更
児童手当寄附
撤回

申出書

岩倉市長 殿

私は、児童手当法第20条第1項の規定に基づいて行った寄附の申出について、以下のとおり申し出ます。

申出の別	寄附の変更 ・ 寄附の撤回
------	---------------

寄附の変更の場合

寄附の変更の内容		
区分	寄附額	
□児童手当の全部 （各月の手当額の全部を寄附）	計	円
□児童手当の一部 （各支払期月毎に右の額を寄附）	年4月支払期 （2月分～3月分）	計 円
	年6月支払期 （4月分～5月分）	計 円
	年8月支払期 （6月分～7月分）	計 円
	年10月支払期 （8月分～9月分）	計 円
	年12月支払期 （10月分～11月分）	計 円
	年2月支払期 （12月分～1月分）	計 円

（注）寄附額は、支給される児童手当から学校給食費等の徴収等額や保育料の特別徴収額がある場合は、それらを控除した後の額の範囲内とします。

年 月 日

住 所（法人の主たる事務所の所在地）

氏 名（法人名等）

様式第 2 1 (第 2 7 条関係)

第 年 月 号
日

住所

氏名 様

岩倉市長 印

児童手当に係る学校給食費等の徴収（支払）に係る通知書

児童手当法第 21 条 第 1 項 の規定に基づく申出のあった費用について、下記の
第 2 項

とおり、児童手当から徴収する（支払う）ことといたしますので通知します。

記

徴収（支払）の内容

児童の氏名	児童手当から徴収 する（支払う）費用	徴収期間	備考

変更

申出書

撤回

第1項

私は、児童手当法第 21 条

の規定に基づいて行った学校給食費等の徴収等に

第2項

ついて、以下のとおり申し出ます。

記

- ## 1. 申出の別

申出の変更 ・ 申出の撤回

- ## 2. 変更の場合

児童の氏名	児童手当から徴収する （支払う）費用（変更後）	徴収期間（変更後）

年 月 日

受給者住所(法人の主たる事務所の所在地)

氏名(法人名等)_____

第 年 月 日 号

住所（法人の主たる事務所の所在地）

氏名（法人名等） 様 岩倉市長 印

保育料特別徴収通知書

児童手当法第22条の規定によって、保育料の特別徴収額を下記のとおり決定（変更）したので通知します。

記

1. 対象児童

児童の氏名

2. 徴収内容

児童手当支払期日	特別徴収する保育料の額	摘要
年 月分	(円 月分保育料)	
年 月分	(円 月分保育料)	
年 月分	(円 月分保育料)	
年 月分	(円 月分保育料)	
年 月分	(円 月分保育料)	
年 月分	(円 月分保育料)	

- 不服申立て及び取消訴訟
- 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岩倉市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、前項の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岩倉市を被告として（訴訟において岩倉市を代表する者は、岩倉市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、前項の審査請求をしたときは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

児童手当 個人番号変更等申出書

岩倉市長 殿

私は、児童手当の受給に関する個人番号の変更等について、以下のとおり申し出ます。

1. 個人番号の変更等を申し出る事由

- (1) 受給者の個人番号が変更されたため
- (2) 配偶者等（2人以上で児童を養育している場合の配偶者、未成年後見人、父母等（請求者が父母指定者の場合に限る。））の個人番号が変更されたため
- (3) 児童の個人番号が変更されたため
- (4) 児童の兄弟等の個人番号が変更されたため
- (5) 離婚等により、配偶者等の個人番号を消滅させるため
- (6) 婚姻等により、配偶者等の個人番号を新たに登録するため

2. 個人番号の変更等の内容について

(1) の場合

変更前の個人番号	変更後の個人番号

(2) の場合

ふりがな 配偶者等の氏名	変更前の個人番号	変更後の個人番号

(3) の場合

ふりがな 児童の氏名	変更前の個人番号	変更後の個人番号

(4) の場合

ふりがな 児童の兄弟等の氏名	変更前の個人番号	変更後の個人番号

(5) の場合

ふりがな 配偶者等の氏名

(6) の場合

ふりがな 配偶者等の氏名	配偶者等の個人番号	事由の発生した年月日
		年 月 日

年 月 日

【申出人】（児童手当の受給者）

住所 _____

氏名 _____